○国土交通省告示第千百九号

モーターボート競走法施行規則（昭和二十六年運輸省令第五十九号）第十五条第一項ただし書及び同項第一号の規定に基づき、平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの一競走場当たりの年間開催日数及び年間開催回数並びに一施行者当たりの年間開催回数を定める告示（平成二十七年国土交通省告示第百六十八号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十七年十一月六日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　森山　裕

第一号の表平和島競走場の項中「百八十日」を「百八十六日」に改める。

○東北地方整備局告示第百七十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十一月六日から二週間東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月六日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

一　道路の種類　一般国道
二　路線名　四十七号
三　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員延長
新庄市大字福田字福田山七四番二〇から同市大字本合海字福宮三三四二番一まで	一一・二五～八八・一〇メートル　二・四二五キロメートル

四　指定する期日　平成二十七年十一月六日

○東北地方整備局告示第百七十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十一月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月六日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十七号	新庄市大字福田字福田山一八九番四から同市大字升形字笹原二一二七番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年十一月八日十四時

○関東地方整備局告示第三百七十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十一月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月六日

関東地方整備局長　石川　雄一

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百九十八号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
市川市稲荷木一丁目三九六番四地内	前	一四一・〇一～一四六・〇九メートル	〇・二〇〇キロメートル
	後	一四三・七五～一四六・〇九メートル	〇・〇二〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

○北陸地方整備局告示第百二十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十一月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月六日

北陸地方整備局長　藤山　秀章

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百七十号	七尾市大泊町藤巻十二番一から氷見市脇字円山一五四〇番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年十一月八日

○北陸地方整備局告示第百二十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十一月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月六日

北陸地方整備局長　藤山　秀章

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百七十号	七尾市大泊町藤巻四五番一から同市大泊町藤巻一八九番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年十一月八日

○北陸地方整備局告示第百二十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十一月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月六日

北陸地方整備局長　藤山　秀章

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　百五十六号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
南砺市山斐二〇三一番から同市山斐一〇八番まで	前	一六・五〇～一九・五〇メートル	〇・〇三八キロメートル
	後	一八・八〇～一九・五〇メートル	〇・〇三八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百三十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十一月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月六日

九州地方整備局長　鈴木　弘之

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百五号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
佐世保市有福町二九七番二〇から同市有福町三一〇番三まで	前	四二・七〇～五〇・五〇メートル	〇・〇四四キロメートル
	後	三九・〇〇～五〇・五〇メートル	〇・〇四四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所